

特別職の就任について

監査委員、教育長及び教育委員会委員の就任について、本日議会の同意が得られましたので、次のとおり、お知らせします。

監査委員

監査委員において、市議員のうちから選任される監査委員1名の退任に伴い、新たに やたべ こういち 谷田部 孝一 氏を選任します。

氏名	任期	備考
<small>やたべ こういち</small> 谷田部 孝一	令和6年3月26日～議員任期	議選委員（立憲）

※議選委員とは、議員のうちから選任される監査委員のことです。

※本会議終了30分後より市長応接室（市庁舎8階）にて辞令交付式を行います。（冒頭取材可能です）

教育長

教育長 こいぶち しんや 鯉渕 信也 氏の任期満了に伴い、その後任者として、しもだ やすはる 下田 康晴 氏を任命します。

	氏名	任期	備考
就任者	<small>しもだ やすはる</small> 下田 康晴	令和6年4月1日～令和9年3月31日	デジタル 統括本部長
【参考】 退任者	<small>こいぶち しんや</small> 鯉渕 信也	令和3年4月1日～令和6年3月31日	令和6年3月31日 任期満了

※本日18時より新任者による会見を記者会見室（市庁舎9階）にて行う予定です。

教育委員会委員

教育委員会委員 しおうてん まさくに 四王天 正邦 氏の任期満了に伴い、その後任者として、わたびき ひろゆき 綿引 宏行 氏を任命します。

	氏名	任期	備考
就任者	<small>わたびき ひろゆき</small> 綿引 宏行	令和6年4月1日～令和10年3月31日	
【参考】 退任者	<small>しおうてん まさくに</small> 四王天 正邦	令和2年4月1日～令和6年3月31日	令和6年3月31日 任期満了

※本会議終了35分後より市長応接室（市庁舎8階）にて辞令交付式を行います。（冒頭取材可能です）

【参 考】

◆地方自治法（昭和22年4月法律第67号）【抜粋】

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

【②～⑤中略】

⑥ 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第二項の政令で定める市にあつては二人又は一人、その他の市及び町村にあつては一人とする。

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては四年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

◆地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月法律第162号）【抜粋】

（任命）

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

（任期）

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

お問合せ先
総務局人事課長 喜多 麻子 Tel 045-671-2055